

声 明

中国人強制連行・西松建設裁判を支援する会

1. 1942年、日本政府は「華人労務者内地移入に関する件」を閣議決定し、西松建設（当時は西松組）はこれに基づいて1944年、強制連行された360人の中国人を広島県安野発電所建設工事で強制労働に従事させた。
2. 中国人被害者は1993年8月、西松建設に対し、①公式に謝罪すること ②死者を追悼し、歴史の真実を伝え、後世を教育するために、追悼碑並びに記念館を建立すること ③しかるべき賠償と補償を支払うこと の3項目要求を提出した。
中国人被害者は粘り強く交渉を重ねたが、交渉が決裂したため、1998年1月、5人が360人を代表して原告となり西松建設を提訴した。
3. 広島地裁は2002年7月、中国人の被害事実を詳細に認定したが、時効と除斥を適用して、原告敗訴の判決を言い渡した。しかし広島高裁は2004年7月、一審が認定した被害事実を再度認定した上で、時効の適用は正義に反し条理にも悖るとして、原告勝訴の判決を下した。ところが最高裁は、日中共同声明がサンフランシスコ平和条約の枠組みの中にあり、中国人は裁判で損害賠償を求めることができないという独善的な判断を行い、原告敗訴の判決を下した。しかし最高裁は一方で、西松建設を含む関係者に対し、被害者の被害の救済に向けた努力をするよう付言した（2007年4月）。
4. 2009年6月26日、西松建設は第72期定時株主総会で、株主からの事前質問に対し、「新生西松として生まれ変わり第二の創業を迎えるためにも、過去の問題を今後を引きずらないという方針のもと、最高裁判決の付言に従って現在、和解に向けて弁護士を通じて話し合っております」と回答した。これは、西松建設が、最高裁判決後も事実さえ否認していた姿勢を180度転換して、最高裁の付言に従って問題を解決しようとする姿勢を公式に表明したものである。
5. 双方の代理人により2009年4月に和解に向けた協議が開始され、本日、正式に和解が成立した。3項目要求の提出から16年。長い道のりを振り返れば、

和解成立は、たいへん喜ばしく、感慨無量である。

被害者を探し出す追跡調査、実態を明らかにするための聞きとり調査、4年間の交渉、足かけ10年におよんだ裁判、そして最高裁の付言を実現させるための取り組み。日中両国の多くの人びとの支援・協力のおかげで、本日を迎えることができた。とりわけ、問題解決を切望し360人のために晩年を捧げた原告団長・(故) 呂学文さん、西松建設との交渉の先頭に立った支援する会世話人代表・(故) 宮崎安男さん、そして、命をけずって広島高裁勝訴判決を導き出し、最高裁付言を遺してくれた弁護団長・(故) 新美隆さんを、私たちは忘れない。

6. 和解内容については、当然ながら不十分性はあるが、大多数の企業と日本政府が未だ問題解決に踏み切れない現時点では、十分に評価できる内容であると考えます。

西松建設が、最高裁判決の付言に従って被害者と和解し問題を解決する尊い決断を下したことに、私たちは心からの敬意を表す。

この和解が、他の企業の問題解決を促し、ひいては日本政府が中国人強制連行問題を解決する契機となることを信じる。

2009年10月23日